

医療機関の皆さまへ

『貸出し基準推進強化活動』実施後の調査結果を受けての  
今後の取組について』の掲載について

平素より、当協議会の公正競争規約遵守への取組にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、「医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の運用基準の一つである「医療機関等に対する医療機器の貸出しに関する基準」（以下「貸出しに関する基準」といいます。）は、平成13年に実施されて以来、15年が経ちました。

当協議会では、これまで、会員事業者に対し、機会あるごとに「貸出しに関する基準」を周知するとともに、同基準の遵守に向けて取り組んでまいりました。しかしながら、昨今、会員事業者によっては、また医療機器の種類によっては、いまだ「貸出しに関する基準」を遵守せず、臨床での使用に供するため無償で貸し出すことができる期間を超えて貸し出したり、保証期間終了後に発生した故障修理のための貸出しを無償で行ったりしているとのこと指摘がありました。このため、昨年4月から9月までを「貸出し基準推進強化活動」の期間と定めて、改めて、会員事業者に対して「貸出しに関する基準」の更なる遵守・徹底を図りました。

その後、「貸出し基準推進強化活動」の認知状況や同強化活動に対する意見の把握等活動の効果を知るために、医療機関等を対象として医療機器の貸出しに関するアンケート調査を実施しました。

今般、その調査結果について、『貸出し基準推進強化活動』実施後の調査結果を受けての今後の取組について』として取りまとめ、当協議会ホームページに掲載いたしました。

当協議会は、今後、同調査結果から得られた問題点やいただいた要望等を踏まえまして、それらの改善策等を検討するとともに、更なる「貸出しに関する基準」の遵守徹底のための対応策を講じてまいります。

今後とも、「貸出しに関する基準」遵守に向けた会員事業者の取組にご理解とご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上

医療機器業公正取引協議会

〒113-0033

東京都文京区本郷3丁目38番1号

本郷信徳ビル2階

Tel:03(3818)1731 FAX:03(3818)1732

<http://www.jftc-mdi.jp>